

## 看護師等免許証籍訂正・書換え交付申請手続きにおけるQ & A

### (注意事項)

戸籍の変更が複数回ある方で、申請をその都度していない方は、除籍謄(抄)本などが複数必要になります。この場合、戸籍に変更が生じたところから現在に至るまで全て繋げていただく必要があるためです。(Q1～Q12は戸籍の改製がない場合の例)

また、籍訂正の申請は、戸籍に変更が生じた日の翌日から起算して30日以内にしてくださいが必要ありますが、戸籍に変更があつてから時間が経っている場合は、「改製原戸籍(改製前の戸籍抄(謄)本(縦書きのもの))」が必要になる場合があります。

これは、現在は多くの市町村で戸籍が縦書きから横書きに切り替わっており(戸籍の改製といいます)、自身の戸籍の変更以後に、戸籍が改製されている場合は、「改製原戸籍」が追加で必要になります。(「戸籍の変更から戸籍の改製日」までの間を繋げるためです。この間に変更が特にならない場合も必要になります。)戸籍が改製された時期は市町村によって異なりますので、各市町村へ確認してください。(Q17～Q19は戸籍の改製がある場合の例)

以上を踏まえて、Q&Aを参考にしてください。

**Q1 結婚して相手方の籍に入籍しました、必要な書類は何ですか。**

**(以前本籍地を変更し、その変更の手続きをしてない方はQ3をご覧ください。)**

A1 ①戸籍抄本(謄本)、②免許証、③収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

**Q2 本籍地が変わりました。必要な書類は何ですか。**

**(以前結婚をし、その変更の手続きをしてない方はQ4をご覧ください。)**

A2-1 本籍地の都道府県が、免許に記載されている都道府県と同一の場合  
免許証の記載事項に変更はないので、手続きは不要です。

A2-2 本籍地の都道府県が、免許に記載されている都道府県と異なる場合

A2-1と違い免許に記載されている都道府県名を変更しなければならないため、手続きが必要です。必要な書類は、①戸籍抄本(謄本)、②免許証、③収入印紙(登録免許税)1,000円です。

**Q3 結婚して相手方の籍に入籍しました。しかし、以前本籍地を変えており、その変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。**

A3-1 本籍地を変更したときの都道府県が免許に記載されている都道府県と同一の

場合

本籍地を変更しても訂正の申請は必要がありません。したがって、変更事項は結婚のみを考えればいいので、必要な書類は、Q1と同じになります。

A3-2 本籍地を変更したときの都道府県が免許に記載されている都道府県と異なる場合

- ①結婚後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②本籍地の変更後の除籍抄本（謄本）、  
③免許証、④収入印紙（免許登録税）1,000円が必要となります。

**Q4 本籍地が変わりました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍しており、その変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。**

- A4 ①本籍地の変更後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②結婚後の除籍抄本（謄本）、③免許証、④収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

**Q5 離婚をして旧姓に戻りました。必要な書類は何ですか。  
(以前結婚をし、その変更の手続きをしてない方はQ7をご覧ください。)**

- A5 ①戸籍抄本（謄本）、②免許証、③収入印紙(免許登録税)1,000円が必要です。

**Q6 離婚をしましたが、戸籍法第77条の2の届出により苗字を変えずに新戸籍を編成しました。必要な書類は何ですか。  
(以前結婚をし、その変更の手続きをしてない方はQ8をご覧ください。)**

- A6-1 離婚したときの都道府県が免許に記載されている都道府県と同一の場合  
免許証の記載事項に変更はないので、手続きは不要です。

- A6-2 離婚したときの都道府県が免許に記載されている都道府県と異なる場合  
①戸籍抄本（謄本）、②免許証、③収入印紙(免許登録税)1,000円が必要です。

**Q7 離婚をして旧姓に戻りました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍しており、その変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。**

- A7 ①離婚後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②結婚後の除籍抄本（謄本）、③免許証、  
④収入印紙(免許登録税)1,000円が必要です。

**Q 8** 離婚をし、戸籍法第77条の2の届出により苗字を変えずに新戸籍を編成しました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍しており、その変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。

A 8 ①離婚後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②結婚後の除籍抄本（謄本）、③免許証、④収入印紙(免許登録税)1,000円が必要です。

**Q 9** 再婚をしました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍後、離婚後旧姓に戻りましたが、その2つの変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。

A 9 ①再婚後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②離婚後の除籍抄本（謄本）、③結婚後の除籍抄本（謄本）、④免許証、⑤収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

**Q10** 再婚をしました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍後、離婚し戸籍法第77条の2の届出により氏を戻さずに新戸籍を編製しましたが、その2つの変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。

A10 ①再婚後（現在）の戸籍抄本（謄本）、②離婚後の除籍抄本（謄本）、③結婚後の除籍抄本（謄本）、④免許証、⑤収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

**Q11** 夫(妻)とともに養子縁組しました。必要な書類は何ですか。

A11 ①戸籍謄本(※抄本)、②免許証、③収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

※抄本では変更事項が確認できない場合がありますので、戸籍謄本を取得していただいた方が確実です。

**Q12** 帰化して日本人になりました。必要な書類は何ですか。

A12 ①戸籍抄本（謄本）、②免許証、③収入印紙(登録免許税)1,000円が必要です。

**Q13** 外国籍ですが、帰化せず結婚し通称名を変更しました。必要な書類は何ですか。

A13 通称名は登録事項ではありませんが、変更希望の場合は、①住民票（国籍の記載のあるもので個人番号の記載のないもの）、②免許証を添付し、申請することができます。手数料はかかりません。

**Q14 帰化して日本人になりました。しかし、以前結婚し通称名を変更しましたがその変更の手続きをしていません。必要な書類は何ですか。**

A14 帰化した場合は過去の通称名の変更の手続きを行っていなかったとしても、無視して国籍と本名の変更についてのみ行えばいいので、必要な書類は、①戸籍抄本(謄本)、②免許証、③収入印紙(登録免許税)1,000円です。

**Q15 転居をして住民票を異動しました。必要な書類は何ですか。**

A15 免許証の籍訂正は、戸籍の変更がなければ手続きは不要です。したがって、単に住民票を異動しただけでは手続きをする必要はありません。

**Q16 看護師と保健師の免許証を持っています。結婚して相手方の籍に入籍しました。必要な書類は何ですか。**

A16 2種類以上の免許証の籍訂正の申請は、別々のものと考えてください。したがって、①戸籍抄本(謄本)2通、②それぞれの免許証、③それぞれに必要な額の収入印紙(免許登録税)が必要です。収入印紙(登録免許税)の額は、1,000円を2セットです。

同様に、看護師、保健師、助産師の3つの免許証を持っている場合は、それぞれの免許証と戸籍抄本(謄本)3通、収入印紙(免許登録税)も3セット必要となります。

**Q17 結婚して相手方の籍に入籍しました。結婚してから時間が経っており、いままで手続きをしていません。調べたところ戸籍が改製される前(縦書きのとき)に入籍しており、現在は戸籍が改製されて(横書きになって)います。**

この他に手続きしていない戸籍の移動はありません。必要な書類は何ですか。

【Q17 具体例】昭和52年6月1日に婚姻し、本籍地が愛知県A市から岐阜県B市に、姓が加藤から鈴木に変更になった場合の必要書類は何ですか。

(本籍地) 愛知県A市 → 岐阜県B市

(氏名) 加藤花子 → 鈴木花子

\*注 岐阜県B市の戸籍の改製日は平成13年3月3日とします。

【Q17 具体例の場合の必要書類】

①岐阜県B市 鈴木花子の戸籍抄本(謄本)(H13.3.3(改製)~現在)

②岐阜県B市 鈴木花子の改製原戸籍抄本(謄本)(S.52.6.1(婚姻)~H.13.3.3(改製))

③免許証、④収入印紙(登録免許税)1,000円

A17 ①戸籍抄本（謄本）（現在の横書きの戸籍）、②改製原戸籍（現在の縦書きのときの戸籍）、③免許証、④収入印紙（登録免許税）1,000円が必要です。

Q18 結婚して相手方の籍に入籍しました。また、結婚後に転籍し、本籍地を移しています。2つの戸籍の移動とも時間が経っており、いままで手続きをしていません。

調べたところ結婚時は戸籍が改製される前（縦書きのとき）に入籍しており、結婚後転籍したときも戸籍が改製される前（縦書きのとき）にしています。

また、結婚のときの戸籍は、転籍時には改製されて（横書きになって）おり、転籍後の戸籍も現在は改製されて（横書きになって）います。

この他に手続きしていない戸籍の移動はありません。必要な書類は何ですか。

【Q18 具体例】 昭和52年6月1日に婚姻し、本籍地が愛知県A市から岐阜県B市に、姓が加藤から鈴木に変更になりました。その後、平成18年5月5日に愛知県C市に本籍地を移しました。このとき名前の変更はありません。昭和52年6月1日の婚姻から看護師免許の変更の手続きをしていません。必要書類は何ですか。

（本籍地）愛知県A市 → 岐阜県B市 → 愛知県C市

（氏名） 加藤花子 → 鈴木花子 → 鈴木花子

\*注1 岐阜県B市の戸籍の改製日は平成13年3月3日とします。

\*注2 愛知県C市の戸籍の改製日は平成20年9月6日とします。

【Q18 具体例の場合の必要書類】

- ①愛知県C市 鈴木花子の戸籍抄本（謄本）（H20.9.6（改製）～現在）
- ②愛知県C市 鈴木花子の改製原戸籍抄本（謄本）（H18.5.5（転籍）～H20.9.6（改製））
- ③岐阜県B市 鈴木花子の除籍抄本（謄本）（H.13.3.3（改製）～H18.5.5（転籍））
- ④岐阜県B市 鈴木花子の改製原戸籍抄本（謄本）（S.52.6.1（婚姻）～H.13.3.3（改製））
- ⑤免許証、⑥収入印紙（登録免許税）1,000円

A18 ①戸籍抄本（謄本）（現在の横書きの戸籍）、②改製原戸籍（現在の縦書きのときの戸籍）、③結婚後の除籍抄本（謄本）（結婚時の横書きの除籍）、④結婚後の改製原戸籍（謄本）（結婚時の改製前の縦書きの戸籍）、⑤免許証、⑥収入印紙（登録免許税）1,000円が必要です。

Q19 再婚しました。しかし、以前結婚して相手方の籍に入籍後、離婚後旧姓に戻りました。その後、転籍し本籍地を移しています。最初の結婚から手続きしておりません。

調べたところ最初の結婚は戸籍が改製される前（縦書きのとき）に入籍しており、離婚後旧姓に戻ったのも戸籍の改製前（縦書きのとき）です。その後の本籍地の移動時の戸籍と、再婚時の戸籍は改製されて（横書きになって）います。

また、最初の結婚時の戸籍は、離婚時には改製されて（横書きになって）おり、離婚後の旧姓に戻ったときの戸籍は、転籍時には、改製されていませんでした。

この他に戸籍の移動はありません。必要な書類は何ですか。

【Q19 具体例】 昭和52年6月1日に婚姻し、本籍地が愛知県A市から岐阜県B市に、姓が加藤から鈴木に変更になりました。その後、平成14年5月5日に離婚し、愛知県C市に本籍地を移し旧姓に戻りました。（姓が鈴木から加藤になりました。）また、平成19年6月3日に本籍地を三重県D市に移動させました。このとき名前に変更はありません。その後、平成25年8月10日に再婚し、姓が加藤から山田に変更になりました。昭和52年6月1日の婚姻から看護師免許の変更の手続きをしていません。必要書類は何ですか。

（本籍地）愛知県A市 → 岐阜県B市 → 愛知県C市 → 三重県D市 → 三重県D市

（氏名）加藤花子 → 鈴木花子 → 加藤花子 → 加藤花子 → 山田花子

\*注1 岐阜県B市の戸籍の改製日は平成13年3月3日とします。

\*注2 愛知県C市の戸籍の改製日は平成20年9月6日とします。

\*注3 三重県D市の戸籍の改製日は平成9年11月11日とします。

【Q19 具体例の場合の必要書類】

①三重県D市 山田花子の戸籍抄本（謄本）（H25. 8. 10（再婚）～現在）

②三重県D市 加藤花子の除籍抄本（謄本）（H19. 6. 3（転籍）～H25. 8. 10（再婚））

③愛知県C市 加藤花子の除籍抄本（謄本）（H14. 5. 5（離婚）～H19. 6. 3（転籍（改製前）））

\*転籍時には戸籍が改製されていないので、縦書きの戸籍が除籍抄本（謄本）となります。

④岐阜県B市 鈴木花子の除籍抄本（謄本）（H. 13. 3. 3（改製）～H14. 5. 5（離婚））

⑤岐阜県B市 鈴木花子の改製原戸籍抄本（謄本）（S. 52. 6. 1（婚姻）～H. 13. 3. 3（改製））

⑥免許証、⑦収入印紙（登録免許税）1, 000円

A19 ①戸籍抄本（謄本）（現在の横書きの戸籍）、②転籍時の除籍抄本（謄本）（再婚前の横書きの除籍）、③離婚後の除籍抄本（謄本）（離婚時の改製前の縦書きの除籍）、④最初の結婚時の除籍抄本（謄本）（最初の結婚時の横書きの除籍）、⑤最初の結婚時の改製原戸籍抄本（謄本）（最初の結婚時の縦書きの戸籍）、⑥免許証、⑦収入印紙（登録免許税）1, 000円が必要です。